**河川災害時の応急復旧業務に関する協定書**

別冊

**（ゲート設備）（ポンプ設備）（災害対策用機械）**

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所長　村田　啓之(以下「甲」という。)と、○○○○（株）代表取締役　○○○○（以下「乙」という。）は、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）における災害の拡大防止のための応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　　本協定は、荒川上流河川事務所が管理する河川管理施設等（以下「河川」という。）において発生した災害の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

追加

（協定の適用区分）

第２条　　協定が適用される区分は、ゲート設備（ポンプ設備、災害対策用機械）に関する応急復旧等とする。

（業務の実施区間）

第３条　　業務の実施区間は荒川上流河川事務所直轄管理区間の全区間とする。

（別紙－１のとおり）

（業務の実施体制）

第４条　　甲は、河川に災害が発生し、応急復旧が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により、乙に出動を要請するものとする。

２．乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告ならびに甲の指示により緊急活動を実施するものとする。

３．乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。

４．乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保状況、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

 (業務の指示）

第５条　　業務の指示は、甲又は第３条に定める区間を担当する出張所長及び事務所職員等（以下「職員等」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

（業務の完了）

第６条　　乙または第４条第３項で定めた現場責任者は、指示を受けた業務を完了したときは電話等の方法により直ちに職員等へその旨を報告するものとする。

（業務の実施報告）

第７条　　乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに職員等へ報告するものとする。

（契約の締結）

第８条　　甲は、第４条第１項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。

なお、乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

（建設資機材等の報告、提出）

第９条　　乙は、予め災害に備え第４条第２項の業務に際し、使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

２．乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたとき又は、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

３．甲は、甲が保有する建設資機材について、予め書面により乙に通知するものとする。

（連絡先の報告、提出）

第10条　 乙は、予め災害に備え第４条第２項の業務に際し、甲へ連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

２．乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。

３．甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

（建設資機材の提供）

第11条　 甲及び乙は、この協定に基づく災害の応急復旧に関し、それぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

（業務の特例）

第12条　 甲が特に必要として第３条に規定する以外の区間に出動を要請するときは、乙に協議するものとする。

（費用の請求）

第13条　 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第８条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

（費用の支払い）

第14条　 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第８条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

（被害の負担）

第15条　 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

（法定外労働災害補償制度への加入）

第16条　 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式または直前１年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

（訓練等への参加）

第17条　乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

（有効期限）

第18条　この協定の有効期限は、令和６年４月１日から令和９年３月３１日までとする。

（協定の解除）

第19条　甲は、乙に対して本協定を締結するのが著しく不当と認められる場合、又は乙が甲に対して協定締結の解除の申し出があった場合は、甲乙協議のうえ、協定締結を解除することができる。

（協議）

第20条　 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第21条　乙が関東地方整備局長から、地方支分部局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日　建設省厚第91号）に基づく指名停止期間中はこの協定を適用しない。

（雑則）

第22条　本協定において役務契約を適用する場合には第８条のなお書き文を削除し、併せて第１６条を削除する。

２．この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上、各自一通を保有する。

令和　　　年　　　月　　　日

甲　　埼玉県川越市新宿町３－１２

国土交通省　関東地方整備局

荒川上流河川事務所長

村　田　啓　之

乙　　○○○○（所在地）

○○○○○　（株）

代表取締役　　○○　○○